

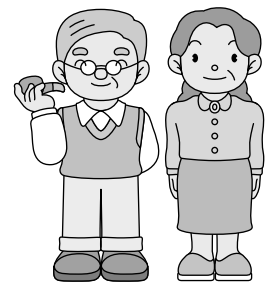
公的年金等の所得計算表(65歳以上) 表1

	公的年金等の 収入金額の合計額(A)	雑所得の算出方法
改 正 前	260万円以下	(A) - 140万円
	260万円超460万円以下	(A) × 0.75 - 75万円 ※1
	460万円超820万円以下	(A) × 0.85 - 121万円
	820万円超	(A) × 0.95 - 203万円
改 正 後	330万円以下	(A) - 120万円 ※2
	330万円超410万円以下	(A) × 0.75 - 37万5千円
	410万円超770万円以下	(A) × 0.85 - 78万5千円
	770万円超	(A) × 0.95 - 155万5千円

例

65歳以上の夫婦の場合

室蘭太郎さん(67歳)
公的年金収入266万円
妻 花子さん(62歳)
無収入



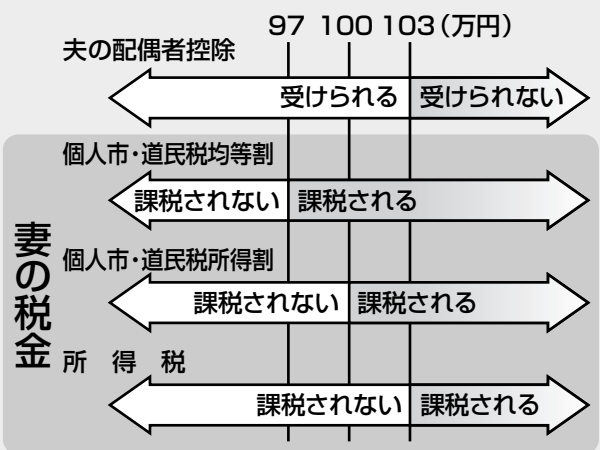
平成17年度の 税額計算例

- 年金所得額
124万5千円
(266万円×0.75-75万円)
(表1の※1参照)
- 所得控除額
126万4千500円
基礎控除…33万円
配偶者控除…33万円
老年者控除…48万円
社会保険料(所得の10%で計算した場合)…12万4千500円
- 課税総所得金額
(課税対象となる金額)
0円
(124万5千円-126万4千500円)
非課税
(65歳以上の所得125万円)
以下の人は非課税です

平成18年度の 税額計算例

- 年金所得額
146万円
(266万円-120万円)
(表1の※2参照)
- 所得控除額
80万6千円
基礎控除…33万円
配偶者控除…33万円
老年者控除…0円(廃止)
社会保険料(所得の10%で計算した場合)…14万6千円
- 課税総所得金額
(課税対象となる金額)
65万4千円
(146万円-80万6千円)
税額…3万4千100円
(所得割額…3万100円)
(均等割額…4千円)

妻の給与収入と税金 図1



※妻の個人市・道民税・所得税における所得控除は基礎控除のみの場合です。
※妻の収入が103万円超から141万円未満の収入の場合、夫が配偶者特別控除を受けられます。この控除金額は、妻の収入金額で変わります。

ワンポイント解説

市・道民税 その年の1月1日現在に住んでいる市町村で、前年中の所得に基づいて課税されます。納付方法は勤務先で給料から天引きされるか、納付書で納めます。収入 自営業の人は、売上金額。サラリーマンは、手取額ではなく、所得税や社会保険料を控除する前の金額

所得 その年の収入金額から必要経費、一定の控除額を差し引いた残りの額

控除 課税対象になる額を決めるため、一定額を引くこと

均等割 均等に市民が負担する税

所得割 1年間の所得に応じて負担する税

税制改正による新しい税額

65歳以上の公的年金生活者で2人暮らしの場合
(妻70歳未満、無職)

公的年金収入	市・道民税	
	平成17年度	平成18年度
200万円	0	0
245万円	0	8千400円
266万円	0	3万4千100円
275万円	5千700円	3万7千900円
300万円	1万2千900円	4万8千400円

65歳以上の公的年金生活者で1人暮らしの場合

公的年金収入	市・道民税	
	平成17年度	平成18年度
200万円	0	7千300円
245万円	0	1万3千400円
266万円	0	4万9千400円
275万円	4万100円	5万3千200円
300万円	4万7千300円	6万3千600円

※1人暮らしと2人暮らしの場合の収入別による例で、おおよその目安です(社会保険料は所得の1割で計算しています)。